

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	南津田町 (南津田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後、後継者不在の農業者の農地面積の増加が想定され、新たな農地の受け手の確保が必要。
- また、集約化が必要。
- ・農業用用水路の老朽化が著しく、早急な整備の必要性がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・地域の農地を担う地元出身の認定農業者に農地の集約化を進めつつ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和14年までに計画する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内から、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①獣害の防止に向け、集落による環境点検を定期的に行う。
- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ③導入済みの自動運転トラクター・田植え機を積極的に利用する。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。